

保険者機能強化アクションプラン（第5期）の 実施状況及び評価について

令和5年9月20日

目次

1. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト	《 4頁 》
2. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）の主な取組	《 5頁 》
3. 保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクルの強化について	《 6頁 》
4. 各施策の検証シート	
(1) 基盤的保険者機能関係	
① 健全な財政運営	《 8頁 》
② サービス水準の向上	《 10頁 》
③ 限度額適用認定証の利用促進	《 12頁 》
④ 現金給付の適正化の推進	《 13頁 》
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	《 15頁 》
⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	《 16頁 》
⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進	《 17頁 》
⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	《 18頁 》
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	《 19頁 》
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施	《 20頁 》
⑪ 業務改革の推進	《 21頁 》
(2) 戦略的保険者機能関係	
① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	《 23頁 》
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	《 25頁 》
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	《 27頁 》
iii) 重症化予防対策の推進	《 30頁 》
iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進	《 31頁 》
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	《 33頁 》
③ ジェネリック医薬品の使用促進	《 34頁 》
④ インセンティブ制度の実施及び検証	《 35頁 》
⑤ 支部で実施した好事例の全国展開	《 36頁 》

目次

(2) 戦略的保険者機能関係 (続)

- ⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信
 - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 << 37頁 >>
 - ii) 医療提供体制に係る意見発信 << 38頁 >>
 - iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 << 39頁 >>
 - iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ << 40頁 >>
- ⑦調査研究の推進
 - i) 本部・支部による医療費分析 << 41頁 >>
 - ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施 << 42頁 >>
 - iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策検討及び実施 << 43頁 >>

(3) 組織・運営体制関係

- I) 人事・組織に関する取組
 - ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 << 45頁 >>
 - ② 人事評価制度の適正な運用 << 46頁 >>
 - ③ OJTを中心とした人材育成 << 47頁 >>
 - ④ 本部機能及び本部支部間の連携強化 << 48頁 >>
 - ⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の底上げ << 49頁 >>
- II) 内部統制に関する取組
 - ① 内部統制の強化 << 50頁 >>
 - ② リスク管理 << 52頁 >>
 - ③ コンプライアンスの徹底 << 54頁 >>
- III) その他の取組
 - ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等 << 56頁 >>
 - ② 次期システム構想の実現等 << 57頁 >>

5. 保険者機能強化アクションプラン (第5期) の検証結果 (まとめ) << 58頁 >>

6. 保険者機能強化アクションプラン (第5期) KPI一覧) << 63頁 >>

保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- 併せて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

（１）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

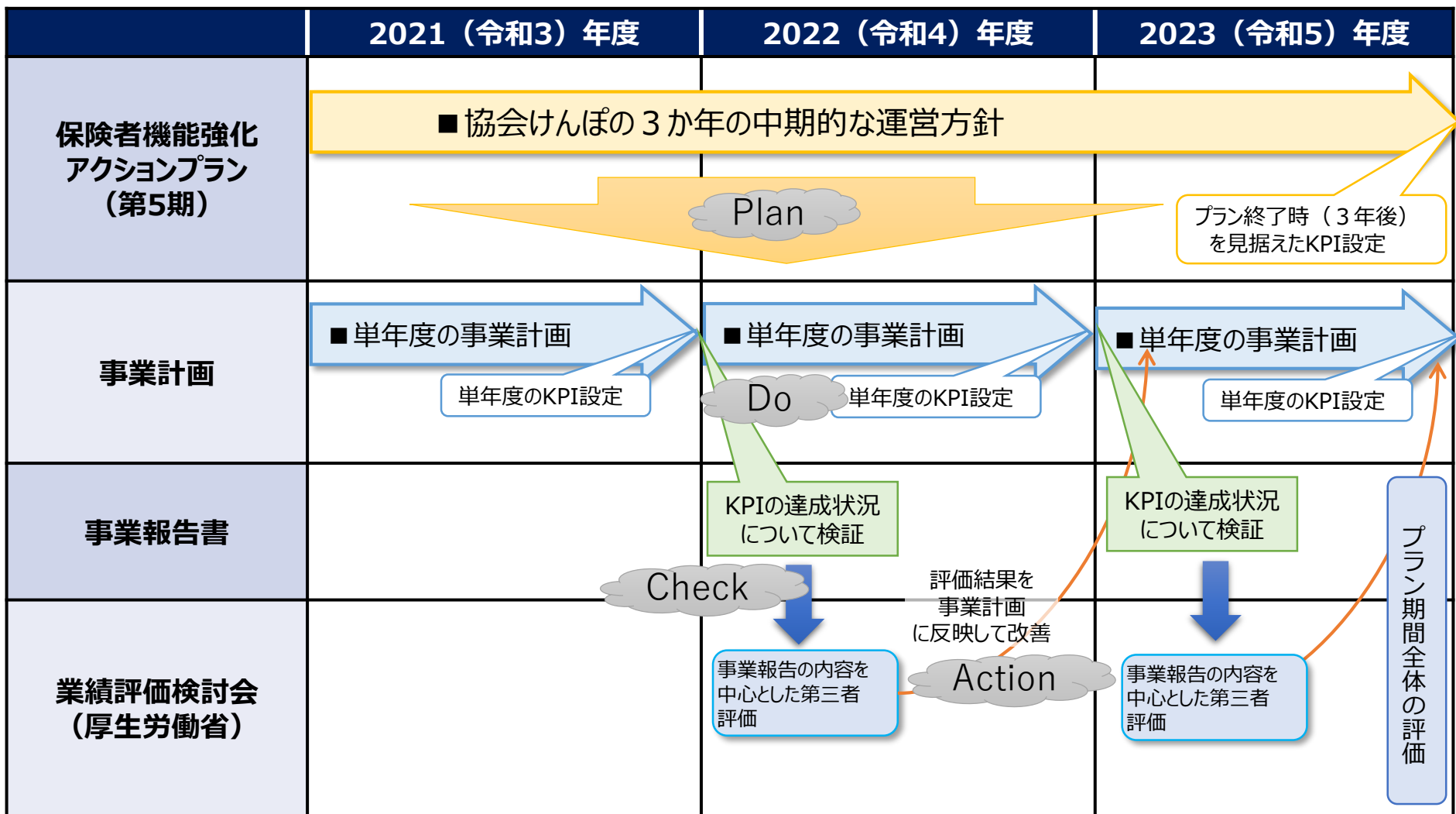
- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



保険者機能強化アクションプラン (第5期) 検証シート

(1) 基盤的保険者機能関係

① 健全な財政運営

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</p>	<p>●運営委員会において、協会の実績等を踏まえた収支見通し及びそれを踏まえた論点を示しつつ、精力的な議論を行うとともに、並行して支部評議会でも議論を行った。その際には、協会財政の赤字構造や高齢化の進展に伴う後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれることにより楽観視できない協会けんぽの財政を踏まえ、中長期的な視点で保険料率を考えていくということについて、本部・支部の事務局から丁寧な説明を行った。</p> <p>●なお、令和4年9月の第118回運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考える」ことへの現状認識を問われ、理事長が現在においても認識に変わりない旨、改めて見解を示した。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●運営委員会及び支部評議会において5年収支見通しを示し、「協会の保険財政は依然として中長期的には楽観視できない状況である」ことを本部・支部の事務局から丁寧に説明した。</p> <p>●その結果、協会として中長期的に安定した財政運営を図る観点から平均保険料率10%を維持したものであり（※）、財政運営主体としての責任を的確に果たしていると考ええる。</p> <p>（※）令和4年度運営委員会の議論では、平均保険料10%を維持するべきという支部は39支部（両論併記も含めれば46支部）にのぼった。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

① 健全な財政運営

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に対して情報提供を行い、理解を求め。また、医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、国や都道府県等の審議会等において、積極的に意見発信を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本部として、中央社会保険医療協議会や社会保障審議会医療保険部会等の国の審議会において、厳しい医療保険財政状況等を訴えた。また、決算の状況と楽観視できない今後の見通し等を説明したリーフレットを作成し、事業主及び加入者に配布する等、積極的な情報発信を行った。 ●また、料率広報に際して、協会の保険財政や保険料率の上昇を抑制するための取組を加入者及び事業主の方々にお伝えするため、日本商工会議所、日本商工会連合会、全国中小企業団体中央会にこれらの広報への協力を依頼し、全国の傘下団体へ周知いただくとともに、発行する機関誌やメールマガジン等に記事を掲載いただく等、積極的な情報発信に努めた。 ●支部においても、地域医療構想調整会議等の場で、医療データを適宜活用しながら意見発信を行った。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●財政基盤強化のための意見発信を積極的に行ったこと、中長期的に楽観視できない協会の保険財政や、保険料率の上昇を抑制するための取組などについて加入者及び事業主に積極的に情報発信に努めるなど、財政運営主体として、十分な取組みを実施したものと考え。

(1) 基盤的保険者機能関係

② サービス水準の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>現金給付の申請受付から給付金の支払いまでの期間について、サービススタンダードとして全支部で標準的な処理期間を設定し、加入者への迅速な給付を行う。</p>	<p>●サービススタンダードを設定している現金給付の申請件数が、大幅に増加しているなか、サービススタンダード遵守のために、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し等により、業務の標準化・効率化等の事務処理体制の改善を行った。</p>	<p><KPIと実績> 【KPI】 ●サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p>【実績】 ●サービススタンダード達成状況 令和3年度：99.9% 令和4年度：99.9%</p> <p>●郵送化率 令和3年度：95.5% 令和4年度：95.7%</p>	<p>●申請件数が増加するなか、最適かつ柔軟な事務処理体制の構築を図ることにより、概ねサービススタンダードを遵守することができている。</p> <p>●特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、引き続きサービススタンダードの100%達成に努める。</p>
<p>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</p>	<p>●郵送による手続きが可能であることについて、ホームページやメールマガジン、広報誌への掲載や事務説明会等で周知を行った。</p>	<p><その他の実績> ●サテライト窓口開設数 令和3年度：13事務所 令和4年度：7事務所</p>	<p>●郵送化率は、95.7%となっており、郵送での手続きが可能であることについては周知されている。</p> <p>●更なる事業主・加入者への利便性の向上や負担軽減のための取り組みは必須であることから、電子申請やインターネット等を活用して、来所せずに手続き・問い合わせができる体制や環境整備に取り組む。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

② サービス水準の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</p>	<p>●令和3年度のお客様満足度調査（窓口調査及び架電調査）については、令和4年1月～2月に実施し、その調査結果により把握できた改善課題等を取りまとめた「支部別カルテ」を活用し、加入者サービスの向上に取り組んだ。</p> <p>また、電話や協会ホームページへの投稿等による「お客様の声」のご意見・ご提案、苦情やお礼については、その内容等を整理・分析し、ホームページや各種申請書の記入の手引き、ご案内文書・リーフレット等の記載を加入者視点で見やすく理解しやすい内容に見直す等、加入者サービスの向上のために活用した。</p>	<p><その他の実績></p> <p>●お客様満足度調査の令和3年度の調査結果は、窓口サービス全体としての満足度で98.7%（前年98.3%）となっており、前年度に引き続き、高い水準を維持。個別の調査項目についても、全ての項目で昨年度を上回ることができた。</p> <p>また、令和3年度及び令和4年度の電話やホームページで寄せられた「お客様の声」については、令和2年度と比較して「ご意見・ご提案」、「お礼」が増加し、「苦情」は令和3年度は増加したものの、令和4年度は減少した。</p>	<p>●お客様から寄せられたご意見やご提案、苦情等の詳細な分析を行い、加入者のニーズを把握することで、更なるお客様満足度の向上を図る必要がある。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 限度額適用認定証の利用促進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>オンライン資格確認の導入により、限度額適用認定証の発行件数は減少が見込まれるが、オンライン資格確認が定着するまでの間については、加入者の窓口での負担額軽減のため限度額適用認定証の利用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページやリーフレット等により限度額適用認定証の利用について周知広報を積極的に行うとともに、医療機関や市区町村の窓口にて、申請書を設置を推進する取組を行い、併せて、加入者が入院した場合は、限度額適用認定証の利用を促すよう、勧奨を依頼した。 ● 事業主や健康保険委員には、納入告知書や保険料率改定のお知らせの送付の際に、限度額適用認定証の利用案内のチラシ・リーフレットを同封するとともに、健康保険委員研修会等の各種説明会を活用して、繰り返し、制度の周知を行った。 ● 高額療養費を未申請の加入者に対し、事前に必要事項を記載した高額療養費支給申請書を郵送する取組（ターンアラウンド通知）を実施した。 	<p>< KPIと実績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● なし <p>< その他の実績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年年度 高額療養費の現物給付の割合（件数）：81.5% ターンアラウンド通知件数：598,065件 ● 令和4年年度 高額療養費の現物給付の割合（件数）：83.0% ターンアラウンド通知件数：518,564件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費に占める限度額認定証の使用割合が増加しており、加入者の高額な医療費の負担軽減に寄与することができた。 ● 令和5年4月からオンライン資格確認が義務化されているものの、オンライン資格確認が定着するまで、引き続き限度額適用認定証の利用促進の周知広報を行う。

(1) 基盤的保険者機能関係

④現金給付の適正化の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</p>	<p>●審査の観点を明記している審査事務手順書や業務マニュアル等に基づいた審査を徹底した。 また令和5年1月新システム稼働に伴う、新たな業務マニュアル・事務処理手順書整備の実施や階層別の業務研修を実施するなど、新業務体制のスムーズな移行に努めた。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●併給調整件数 令和3年度： （老齢年金との調整） 38,925件 （障害年金との調整） 34,460件 （労災給付との調整） 875件 令和4年度： （老齢年金との調整） 33,966件 （障害年金との調整） 29,340件 （労災給付との調整） 987件</p>	<p>●傷病手当金と障害年金及び労災保険等との併給調整については、業務マニュアル等に基づく事務処理の徹底が図られており、適切に併給調整処理ができています。</p>
<p>傷病手当金と障害年金等の併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。</p>	<p>●傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施するために、手順書に基づく事務処理の徹底を図り、適切な調整に努めた。また、労災保険の休業補償給付との併給調整については、労働基準監督署に3か月おきに支給状況を確認し、調整を確実に履行した。</p> <p>●併給調整において障害年金等の支払いを直接返納金に充当できるような制度上の仕組みを構築するよう、厚生労働省へ要請している。</p> <p>●労働基準監督署との情報連携についても、日本年金機構の情報連携と同様にシステム等で効果的・効率的な仕組みを構築するよう、厚生労働省へ要請している。</p>		<p>●引き続き、傷病手当金と障害年金及び労災保険等との併給調整を確実に履行するとともに、年金保険給付と傷病手当金を調整できる仕組みの構築や、労災保険のマイナンバー情報連携の整備等、労災保険との調整を円滑に実施できる仕組みを構築するよう、厚生労働省へ要請していく。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

④現金給付の適正化の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。</p>	<p>●特に標準報酬月額が83万円以上の加入者からの申請や資格喪失後の継続して受給している者が資格を再取得している事案、支給決定後に遡及して標準報酬月額が改定され更正決定が行われた事案について、重点的な審査の実施した。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●傷病手当金・出産手当金の支給決定後の事後調査による返還請求件数等 【令和3年度】 返還請求件数：61件 返還請求額：2,100千円 【令和4年度】 返還請求件数：40件 返還請求額：1,500千円</p>	<p>●傷病手当金・出産手当金のうち、支給決定後に資格記録が変更されたもののうち、不正受給が疑われる申請について、調査の徹底ができています。</p>
<p>海外療養費については、外部委託を活用したレセプトの精査や翻訳内容の確認、海外の医療機関への文書確認など、不正請求防止対策を更に強化する。</p>	<p>●パスポート等の渡航期間がわかる資料の添付や過去の給付記録との整合性、海外在住の被扶養者からの申請の場合における扶養事実の確認を徹底した。</p> <p>●併せて、翻訳業務やレセプト（診療報酬明細書）作成業務に係る専門業者への外部委託等の効率かつ適切な整備体制に努めた。</p>	<p>●立入検査実施件数 令和3年度：4件 令和4年度：2件</p> <p>●海外療養費の支給決定件数等 【令和3年度】 受付件数：4,986件 支給件数：4,430件 支給金額：206,727千円 不支給件数：41件 不支給金額：10,554千円 【令和4年度】 受付件数：5,296件 支給件数：4,615件 支給金額：231,893千円 不支給件数：57件 不支給金額：5,309千円</p>	<p>●海外療養費については、渡航期間がわかる添付書類の確認のほか、外部委託を活用したレセプトの精査や翻訳内容の確認、海外の医療機関への文書確認など、不正請求防止対策を徹底できている。</p> <p>●海外出産に係る出産育児一時金についても、不正請求防止対策を徹底する必要がある。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤効果的なレセプト内容点検の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各支部において、行動計画（進捗管理の徹底、点検員のスキルアップ、システム点検の効率化、支払基金との連携）に基づき、効率的かつ効果的な内容点検に取り組んだ。 ●定期的にレセプト自動点検のメンテナンスを行い、精度の向上、点検の効率化を図った。 ●研修会や勉強会の開催、面談指導等により、点検員のスキルアップを図った。 ●自支部の取り組みの参考とするため、査定事例や全支部の行動計画管理表を掲示板へ掲載し、共有した。 	<p><KPIと実績> 【KPI】 ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 （※）について前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする 【実績】 ●KPI① ・令和3年度：0.332% ・令和4年度：0.337% ●KPI② ・令和3年度：6,330円 ・令和4年度：7,125円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支払基金改革の進捗状況等を継続的に確認し、最も効果的かつ効率的な内容点検を実施していく必要がある。 ●自動点検を活用した効率的な点検を実施していくとともに、点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）の点検を優先的かつ重点的に実施していくため、点検員の更なるスキルアップを図る必要がある。 ●点検効果の向上に資する各種データを本部にて検討・抽出し、支部へ提供していく必要がある。
<p>社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検業務のあり方について検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●審査支払新システム導入後の支払基金の審査の傾向の変化や協会の審査との相関性、類似・相違点等を継続して確認中。 <p>※KPI①・②については、これまでのところ、大きな変化は見られない</p>	<p><その他の実績> ●診療内容等査定金額（医療費ベース） ・令和3年度：5,586,107千円 ・令和4年度：6,861,847千円 ●加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース） ・令和3年度：138円 ・令和4年度：172円</p>	

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p>	<p>●多部位かつ頻回の申請や「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会の強化を実施した。なお、加入者への適正受診及び正しい知識の普及にかかる啓発を行うため、文書照会時のリーフレットの同封や広報誌による周知を行った。</p> <p>※申請件数及び多部位かつ頻回の件数は減少しているため、照会件数は減少している。</p>	<p>< KPIと実績 > 【KPI】 ●柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【実績】 ●施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合 <small>（対前年比）</small> 令和3年度：0.95%（▲0.17%） 令和4年度：0.86%（▲0.09%）</p> <p>< その他の実績 > ●文書照会件数 令和3年度：368,509件 令和4年度：322,203件</p>	<p>●過剰受診について、加入者への文書照会等を実施してきた結果、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合は減少している。</p> <p>●複数の施術所において同部位の施術を受けているなど、過剰な施術が疑われる申請について、償還払いへ変更する仕組みを活用した適正化対策を推進する。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>審査手順の標準化を推進する。</p>	<p>●医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査事務手順書に則った審査を確実に実施した。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p>	<p>●医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査事務手順書に則った審査を実施できている。</p>
<p>受領委任払制度導入により、国の指導監督が強化されたことから、不正が疑われる申請については厚生局への情報提供を積極的に行う。</p>	<p>●不正が疑われた申請について、地方厚生局への情報提供を実施した。</p>	<p><その他の実績> ●支給決定件数 【あんま・マッサージ】 令和3年度：78,093件 令和4年度：75,760件 【はり・きゅう】 令和3年度：609,411件 令和4年度：595,296件 ●厚生局への情報提供件数 令和3年度：1件 令和4年度：0件</p>	<p>●長期・頻回の施術を受けているなど、過剰な施術が疑われる申請について、償還払いへ変更する仕組みを活用した適正化対策を推進する。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>日本年金機構による保険証回収催告後、未返納者に文書や電話による早期催告を実施する。</p>	<p>●保険証を返納していない元加入者に対し、文書催告を資格喪失処理後10営業日以内に、電話催告を「被保険者証回収不能届」受付後7営業日以内に実施した。</p>	<p><KPIと実績> 【KPI】 ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>●保険証の早期回収は喪失後受診を防止に有効であるため、引き続き、未返納者への早期催告を実施するとともに、事業所に対し退職時の保険証回収の徹底を周知していく必要がある。（保険証が廃止されるまでの取組み）</p>
<p>未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</p>	<p>●未返納が多い事業所に対し、文書・電話・訪問等により、資格喪失届への保険証添付の徹底を定期的（年2回）に周知した。</p> <p>●効果を高めるため、一律の周知をやめ、その事業所の実態に合わせた周知（電子申請利用や健康保険委員在籍の有無を考慮）を実施した。</p>	<p>【実績】 ●KPI① 令和3年度：84.11% 令和4年度：86.27% ●KPI② 令和3年度：55.48% 令和4年度：54.35%</p>	<p>●オン資導入義務化や保険証廃止を踏まえ、保険証回収に代わる喪失後受診防止策（資格関係書類の早期届出の促進等）を検討・実施していく必要がある。</p>
<p>発生した債権については、通知・催告のアウトソース化の更なる推進や、国民健康保険との保険者間調整を着実に実施するなど、確実な債権回収を行う。</p>	<p>●発生した債権の返納通知書や納付書、催告状等について、印刷から発送に至るすべての作業をアウトソースし、業務の効率化を図るとともに、早期かつ確実に実施した。</p> <p>●返納通知書や催告状に案内文書を同封し、保険者間調整による債権回収に積極的に取り組んだ。</p> <p>●納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟等の法的手続きを実施した。</p>	<p><その他の実績> ●年度末時点の保険証回収率 令和3年度：95.25% 令和4年度：95.78% ●資格喪失後受診による債権発生件数 令和3年度：158,772件 令和4年度：187,834件 ●保険者間調整による債権回収額 令和3年度：19.9億円 令和4年度：21.0億円</p>	<p>●債権は回収までの期間が長期化するほど回収率が低下する傾向にあること等を踏まえ、早期回収に努める必要がある。</p> <p>●保険者間調整は確実に債権回収ができる手段であり、後資格が判明した債務者への実施を徹底していく必要がある。</p> <p>●債務者との交渉術、法的手続きのノウハウ等、債権回収業務に必要な知識や能力を備えた職員を育成していく必要がある。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題												
<p>マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認を徹底する。それにより、高齢者医療費に係る拠出金の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図る。</p>	<p>●被扶養者資格確認リストの未提出事業所に対し、確認リストの再送付や電話連絡での事業所所在地確認などにより、積極的に提出勧奨を実施。</p> <p>●令和3年度から、事前のマイナンバー情報連携の実施及び被扶養者記録照会画面の海外特例区分により、確認対象者が別居していることや海外在住であること等を特定し、当該情報をあらかじめ被扶養者状況リストに記載。</p> <table border="1" data-bbox="568 818 1025 1029"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業所数</td> <td>1,346,980</td> <td>1,349,590</td> </tr> <tr> <td>対象被扶養者数</td> <td>6,769,072</td> <td>6,510,097</td> </tr> <tr> <td>勧奨事業所数</td> <td>263,153</td> <td>279,521</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	対象事業所数	1,346,980	1,349,590	対象被扶養者数	6,769,072	6,510,097	勧奨事業所数	263,153	279,521	<p><KPIと実績></p> <p>【KPI】</p> <p>●被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする。</p> <p>【実績】</p> <p>●提出率 令和3年度：91.3% (KPI92.7%) 令和4年度：92.3% (KPI93.4%)</p> <p><その他の実績></p> <p>●被扶養者削除数 令和3年度：73,047人 令和4年度：78,264人</p> <p>●前期高齢者納付金の負担軽減額 令和3年度：約9億円（推計） 令和4年度：約9億円（推計）</p>	<p>●確認リストの提出率については、90%を超えているが、KPIを達成することができていない。</p> <p>●マイナンバーによる情報連携を活用により、再確認業務の効率化を図ることを検討する。</p> <p>●未送達事業所について、年金機構と連携した事業所調査の実施方法等を検討する。</p>
	令和3年度	令和4年度													
対象事業所数	1,346,980	1,349,590													
対象被扶養者数	6,769,072	6,510,097													
勧奨事業所数	263,153	279,521													

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩オンライン資格確認の円滑な実施

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、資格喪失後受診に伴う返納金債権発生を防止を図るため、マイナンバーをより確実に入手するためのシステムの改善及び加入者に対するマイナンバーの登録勧奨を行い、マイナンバー収録率を高める。</p>	<p>●令和3年8月に実施した事業主へのマイナンバー照会において、未回答事業所約8万社に対して、医療機関等の受診時にはマイナンバーカードの保険証利用が行えない旨の周知チラシを作成し、送付した。</p>	<p><KPIと実績> 【KPI】 ●加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする 【実績】 ●99.0%（令和5年3月時点） *令和4年3月末時点 98.9%</p>	<p>●協会におけるマイナンバー収録率は既に99%である。 ●残り1%については、令和5年秋以降に勧奨を実施予定。</p>
<p>また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</p>	<p>●下記広報物にマイナンバーカードの保険証利用を促すチラシを同封し、周知を行った。 ・納入告知書同封チラシ（令和4年8月） ・医療費通知（令和5年1月） ・ジェネリック医薬品軽減額通知（令和5年2月）</p>	<p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●令和6年秋に保険証が廃止されることに伴い、令和5年度も引き続き、事業主及び加入者に対して積極的に周知を実施したい。</p>

(1) 基盤的保険者機能関係

⑪ 業務改革の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>「基盤的保険者機能」の盤石化に向け、業務の標準化・効率化・簡素化、職員の意識改革、生産性の向上を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● アクションプランにおける施策を推進するための各種ツールを活用して、標準化した業務マニュアルや手順書等に基づく事務処理の徹底に取り組むとともに、職員の意識改革の促進と多能化を推進することにより、業務量の多寡に柔軟に対応可能な事務処理体制の構築に取り組んだ。 ● 上記取組の実施に重要となる支部管理者のマネジメント能力向上のため、本部・支部連携の取組として、本部主導のプログラムを作成し、伝道師的役割の職員を派遣してコーチングを実施。（計25支部） ● 相談業務の行動指針及び電話相談対応体制の基本モデルを策定し、電話相談対応体制の基本モデルガイドブック等を作成。窓口対応及び電話対応について標準化を進め、相談業務の体制を整備している。 ● これらの取組の成果については、職員意識調査の結果や、各種会議での支部提出資料等から、業務の標準化・効率化・簡素化の進展、職員の意識改革、生産性の向上について一定の評価を行った。（令和4年9月） 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ● なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ● なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年9月に業務改革の状況について一定の評価を行ったが、「基盤的保険者機能の盤石化」の実現のためには、業務改革（標準化・効率化・簡素化、生産性、意識改革）の実践を常に意識し、効率性の検証を行い更なる効率化に取り組むとともに、業務量の多寡や優先度に対して、柔軟で最適な体制による事務処理の実践を通じた不断の取組が必要。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑪ 業務改革の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>次期システム構想の実現後は、高度化されたシステムを最大限活用すると同時に、新たな業務プロセスの徹底と効率化の向上を図る。</p>	<p>●新業務システムの構想実現に向けて、システム設計や各種テスト等を実施。また、サービスイン後の事務処理を円滑に行うため、業務プロセスや運用の変更点等について、業務マニュアル等を使用して職員の階層に合わせた研修を実施した。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●新業務システムによる事務処理については、概ね円滑に実施できている。一方で、新業務システムの効果を最大化を追求していくために、新たな業務プロセスを踏まえた体制による事務処理の徹底により業務処理の品質を追求する。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>地域ごとの健康課題等を踏まえ各支部が策定した、「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を柱とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標の達成に向けて、各年度の取組を着実に実施する。</p>	<p>● 第2期保健事業実施計画（※）における各年度の取組を着実に実施（同計画の暫定評価は令和5年度に実施予定）。</p> <p>（※）平成30年度-令和5年度の6か年計画であり、支部ごとの健康課題を把握した上で、上位目標[10年後の成果目標]・中位目標[6年後の成果目標]・下位目標[手段目標]及び目標を達成するための具体策によって構成され、支部別に作成。</p> <p>● 「健診はあくまでも生活習慣の改善の必要性及び病気を発見するための手段であり、健診結果を踏まえた特定保健指導の利用や医療機関への早期受診が重要」という一貫したメッセージを伝えるため、コンテンツ（「なぜ」、「何を」と情報伝達経路（「誰に」、「いつ」、「どのように」）の2つの観点から、支部の意見を踏まえ、見直しに着手。コンテンツについて、受診者（利用者）目線に立ち、健診や特定保健指導のパンフレット等、計9種類の見直しを行うとともに、情報伝達経路については、特定保健指導の初回面談者数の増加を図るため、問診票送付時等の機会を活用し、健診当日の特定保健指導を事前に案内するよう健診機関に働きかけた。</p>	<p><KPIと実績></p> <p>●なし</p> <p><その他の実績></p> <p>●なし</p>	<p>● 第2期保健事業実施計画における目標及び目標を達成するための具体策を着実に実施し、単年ごとの評価を実施。今後、第2期保健事業実施計画の達成状況等を踏まえつつ、データ分析に基づく地域・職域の特性や健康課題等を踏まえた第3期保健事業実施計画を策定。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回すとともに、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の取組等を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等を用いて、支部の健診結果、保健指導の実施状況等の経年変化や全国での立ち位置を把握し、保健事業の計画策定や実施結果の検証等に活用。 ● 令和4年度から新たに、四半期ごとの業態別や事業所規模別、市区町村規模別の傾向等について、好事例の展開や、課題認識とともに支部に共有。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 支部別スコアリングレポートにおいて、健診結果リスクの判定基準や質問票の評価について、集計方法の見直しを行った。今後も必要に応じた見直しを行い、事業の効果検証や課題の抽出に活用していく。

(2) 戦略的保険者機能関係

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>特定健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。</p> <p>また、被扶養者の特定健診については、がん検診との同時実施など市区町村との連携を推進し、実施率の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域間差異が生じている要素等の整理に基づき、支部ごとの事業所規模別・業態別等の実施率、それらが実施率に与えている影響度等を見える化した「健診・保健指導カルテ」を作成し、支部へ展開。 ● 効率的かつ効果的な受診勧奨の実施にあたっては、事業所規模別・業態別等の観点から、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定・抽出等できるよう経年未受診事業所の抽出等、事業所情報の抽出機能の改善を図り、重点的・優先的な受診勧奨を推進。 ● 生活習慣病予防健診未受診事業所に対する受診勧奨や委託健診機関の拡充、検診車を活用した集団健診を行うなど、受診機会の拡大に向けた取組を実施。 ● 生活習慣病予防健診について、更なる保健事業の充実の一環として、令和5年度から一般健診等の自己負担の軽減を実施。 ● 被扶養者の特定健診については、市区町村の長が集う会議等において協力依頼を行う等、連携強化に向けた取組を推進。また、市区町村の集団健診等との同時実施が困難な地域や健診機関が少ない地域等を中心に、協会が主催する集団健診を実施。 	<p>< KPIと実績 > 【KPI】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする <p>【実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 56.4%（令和4年度） ② 8.8%（令和4年度） ③ 27.7%（令和4年度） <p>< その他の実績 > [特定健診と市区町村の集団健診やがん検診との同時実施状況] ・令和3年年度：1,293市区町村 ・令和4年年度：1,267市区町村</p> <p>[協会主催の集団健診実施状況] ・令和3年度：865市区町村（217,781人受診） ・令和4年度：771市区町村（224,538人受診）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的かつ効率的な受診勧奨をより一層推進したことにより健診実施率は着実に向上しており、引き続き、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的な受診勧奨等の取組が必要。 ● 生活習慣病予防健診について、一般健診等の自己負担の軽減や、令和6年度から実施する付加健診の対象年齢の拡大を踏まえた効果的な受診勧奨の検討。 ● 市区町村との連携を推進した結果、集団健診やがん検診との同時実施が可能な市区町村数が増加。引き続き、被扶養者の特定健診の受診機会の拡大を図るため、市区町村との連携強化に向けた取組を検討。

(2) 戦略的保険者機能関係

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会けんぽ（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者健診データの取得について、新たな提供・運用スキーム（国の通知に基づく契約書及び問診票のひな形の利用）の浸透が進んでいないことから、社会保障審議会医療保険部会の場合等を通じて、事業主や健診機関への働きかけを求める等、国に対し、普及に向けた更なる取組を要望。 ● 事業者健診データの取得に向けて、地方労働局との連名や都道府県・市区町村を含めた3者連名での勧奨のほか、外部委託による勧奨を実施。 ● また、業界団体（※）や商工団体に対して、事業者健診データの取得をはじめ、特定健診・特定保健指導の実施率等の向上に向けた広報等の協力依頼を実施したほか、日本医師会や健診団体、健診機関等に対しても協力依頼を実施。 <small>（※）公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人日本人材派遣協会</small> 		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者健診データの取得について、新たな提供・運用スキーム（国の通知に基づく契約書及び問診票のひな形の利用）の浸透が進んでいない状況。 ● 令和6年度からは、事業者健診データを取得した者に対しても未治療者に対する受診勧奨を実施予定であるため、これまで以上にデータの早期取得が重要。

(2) 戦略的保険者機能関係

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題												
<p>特定保健指導について、引き続き、質を確保しつつ外部委託を積極的に推進するほか、情報通信技術（ICT）を活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</p>	<p>● 特定保健指導実施率の向上を図るため、各種ツールを活用した特定保健指導の利用勧奨を行うとともに、平成30年度からの特定保健指導の制度見直しを契機とした外部委託の更なる推進、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面談を実施。</p> <p>● また、道路貨物運送業等、職務上の性質から時間や場所に制約の多い業態では特定保健指導実施率が低い傾向にあることから、業界団体^(※1)に対し、特定健診・特定保健指導の実施率等の向上に向けた広報等の協力依頼を実施。 (※1) 公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人日本人材派遣協会</p> <p>● 健診当日の初回面談に対応していない健診機関に対し、健診当日の初回面談を実施していただくよう働きかけを行うとともに、既に健診当日の初回面談に対応している健診機関には、更に積極的に実施していただくために、本部から提供する健診機関別の特定保健指導に関する実績リスト^(※2)等を活用しつつ支部の幹部職員等による健診機関への訪問を実施し、積極的な働きかけを行った。 (※2) 各支部が自支部の契約している健診機関の特定保健指導の実施状況を分析し、初回面談の実施率等が低い健診機関に対し取組の強化を促すとともに、健診機関別の予定件数について具体的な計画を策定する際に活用することを目的として、健診機関別の特定保健指導に係る実績を取りまとめ、本部から全支部に提供</p>	<p>< KPIと実績 > 【KPI】 ① 被保険者の特定保健指導の実施率を36.4%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を10.0%以上^(※3)とする (※3) 令和元年度及び令和2年度の達成状況を鑑み、令和4年度事業計画では9.0%以上から14.7%以上に、令和5年度事業計画では10.0%以上から15.8%以上にそれぞれ変更。 【実績】 ● 特定保健指導実施率 ① 18.2%（令和4年度） ② 15.5%（令和4年度）</p> <p>< その他の実績 > ● 健診・保健指導を一貫して実施する健診機関への委託数 (単位：機関) <table border="1" data-bbox="1097 963 1400 1242"> <thead> <tr> <th colspan="2">2022年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託契約機関数</td> <td>1,378</td> </tr> <tr> <td>①健診当日に、初回面談を実施する機関数</td> <td>1,271</td> </tr> <tr> <td>①-1 一括実施</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>①-2 分割実施</td> <td>899</td> </tr> <tr> <td>②後日に初回面談を実施する機関数</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>・ ①-1と①-2の合計は特定保健指導の一括実施と分割実施の両方を実施する機関（平成30年度：361機関、令和元年度：550機関、令和2年度：565機関、令和3年度：588機関、令和4年度：668機関）があるため、①と一致しない。</p>	2022年度		委託契約機関数	1,378	①健診当日に、初回面談を実施する機関数	1,271	①-1 一括実施	1,040	①-2 分割実施	899	②後日に初回面談を実施する機関数	107	<p>● 被保険者の特定保健指導実施率はこれまでの取組により着実に向上しているものの、KPIと実績に大きな乖離があり、改善を要する状況。</p> <p>● 令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</p> <p>● 健診機関と連携した効果的な利用勧奨を検討。</p> <p>● 特定保健指導対象者が一定数存在するにも関わらず、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する効率的・効果的な利用勧奨の検討。</p>
2022年度															
委託契約機関数	1,378														
①健診当日に、初回面談を実施する機関数	1,271														
①-1 一括実施	1,040														
①-2 分割実施	899														
②後日に初回面談を実施する機関数	107														

(2) 戦略的保険者機能関係

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
	<p>● 本部においても、特定保健指導実施に係る契約未締結の健診機関や、契約締結済の健診機関のうち特定保健指導実施率が低い健診機関に対する支部からのアプローチを円滑に実施できるようにするため、関係団体^(※)に協力依頼を行い、健診当日の特定保健指導の推進についてご協力いただくよう、関係団体から会員の健診機関に周知が行われた。</p> <p>(※) 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会、公益社団法人 日本人間ドック学会/一般社団法人 日本病院会、公益財団法人 結核予防会、一般社団法人 日本総合健診医学会、公益社団法人 全日本病院協会、公益財団法人 予防医学事業中央会</p> <p>● 被扶養者については、健診当日に初回面談を受診することができるよう、特定保健指導の利用券を兼ねた特定健診の受診券（セット券）を発行して健診機関への委託による実施を推進したほか、特定健診・がん検診から特定保健指導まで一連の保健事業を市区町村と連携しながら推進するとともに、地域の公民館等における集団健診等、様々な機会を提供。</p>		

(2) 戦略的保険者機能関係

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>特定保健指導のアウトカム指標の検討や、協会保健師を対象とした保健事業の企画立案能力等の向上に力点を置いた人材育成プログラムの策定、保健指導活動のマニュアル等の見直しなどにより、特定保健指導の一層の質の向上等を図る。</p> <p>また、関係団体とも連携しつつ、健康教育（特に身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的支援対象者に対する特定保健指導について、支援内容や回数にとらわれず、一定の効果（腹囲2cm減かつ体重2kg減）が得られた場合（以下「モデル要件」という。）は積極的支援を終了することができる「モデル実施」を、協会保健師等が行う保健指導で実施。 ● 保健事業に係る企画立案・調整・組織管理等を遂行するために必要な資質と意欲を有する協会の保健師を育成するための「保健師キャリア育成課程」を開始するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に着手。 ● 保健事業を支える専門職たる保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、保健師の当面の採用指針を策定するとともに、保健師を重点的に確保する必要がある支部において、当該指針に則った採用行動計画を作成し、採用活動に着手。 	<p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度に積極的支援を終了した37,606人のうち、11,256人（29.9%）がモデル要件で終了。また、令和2年度実施分における効果検証の結果では、階層化レベルの改善率はモデル要件で終了した者が最も効果が高い結果であった。 ● 令和4年度よりキャリア育成課程を開始（受講者11名）。令和4年4月、5月、11月に研修会を開催。 ● 本部において、新入保健師育成プログラム（案）に基づく保健師採用時専門研修（6名/3回）及び新入保健師フォローアップ研修（9名/1回）実施。支部においてもプログラムに沿ったOJTを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、成果が出たことを評価するアウトカム指標（※）の導入に向けた対応。 （※）腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には、特定保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等 ● 主に特定保健指導を担うための専門職として雇用している契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、人事評価・処遇のあり方も含めた見直しの必要性。 ● 全支部において、支部保健師最低2名体制を構築。

(2) 戦略的保険者機能関係

①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題									
従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を確実に実施するとともに、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性を検討のうえ実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対して受診を促すため、一次勧奨として本部から勧奨文書を送付したのち、支部から電話や文書などによる二次勧奨を実施。 ● 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、新たにLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を令和4年10月から実施。 	<p><KPIと実績></p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度：10.5% ・ 令和4年度：9.9%（※） <p>（※）一次勧奨文書送付後6ヵ月以内では、15.4%の方が医療機関を受診</p> <p><その他の実績></p> <p>令和3年度健診受診者に対する送付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次勧奨送付：414,656人 ・ 二次勧奨送付：103,236人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診機関と連携した効果的な受診勧奨を検討。 ● 令和6年度から、特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診データを取得した者に対する受診勧奨を実施予定。 									
また、糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度から、かかりつけ医との連携等による糖尿病性腎症重症化予防を全支部で実施。 ● 令和元年度からは、透析リスクの高い糖尿病患者に対する糖尿病専門医と連携した取組を全国展開。 	<p><その他の実績></p> <p>[かかりつけ医との連携等による糖尿病重症化予防の実施状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保健指導</th> <th>受診勧奨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>925件</td> <td>30,292件</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>1,761件</td> <td>22,107件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	保健指導	受診勧奨	令和3	925件	30,292件	令和4	1,761件	22,107件	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医と連携した重症化予防の取組を実施した者における、加入者のQOLの向上や医療費の削減など、効果等を検証することが必要。
年度	保健指導	受診勧奨										
令和3	925件	30,292件										
令和4	1,761件	22,107件										

(2) 戦略的保険者機能関係

①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会全体として健康宣言における健康づくりの取組の質の向上を図るため、健康宣言のプロセス及びコンテンツを標準化した健康宣言の「基本モデル」の浸透に向けて、各支部の取組を推進。 ● また、業界団体（※）に対して、特定健診・特定保健指導の実施率等の向上やコラボヘルスの推進に向けた広報等の協力依頼を実施。 <p>（※）公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人日本人材派遣協会</p>	<p>< KPIと実績 ></p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度：68,992事業所 ・ 令和4年度：81,526事業所 <p>< その他の実績 ></p> <p>[事業所カルテ提供件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度 訪問等：3,650事業所 郵送：95,620事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本モデルを踏まえ、健康宣言事業所における健診・保健指導実施率の向上等に向けて、健康宣言の事業所支援（フォローアップ）のスキームの見直しを行う等、標準化に向けた取組を推進。 ● 今後、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質の向上を図るため、健康宣言の標準化を早期に進めることが必要。

(2) 戦略的保険者機能関係

①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>今後、40歳未満も含めた全ての事業者健診データの保険者による保有・活用が求められるようになることも見据えて、事業所と連携した取組等（身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチの手法の確立や個別指導手法の検討）を行う。また、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策を促進するため、効果的な予防対策等を検討のうえ実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第6期アクションプランでの実施に向けて、データ分析に基づく支部の特性を踏まえたポピュレーションアプローチの手法として、①加入者の喫煙率の高さに着目した喫煙対策、②傷病手当金の請求理由として精神疾患が多いことに着目したメンタルヘルス対策等に着手。 ● 一部の事業については、令和5年度にパイロット事業として実施するため、令和4年度にその事業の選定や計画を策定。また、これらの事業の充実・強化を見据え、一部の支部では、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス対策等の保健事業の取組を推進。 	<p>[モデル支部によるメンタルヘルス対策の実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 協会けんぽ支部と産業保健総合支援センターとの連携状況等を踏まえ、4つのモデル支部（山形、茨城、神奈川、沖縄）で実施（※） <p>（※）本部において、厚生労働省等の有識者協力のもと作成した産業保健総合支援センターを活用いただくための事業所向けリーフレット等を使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第6期アクションプランでの実施に向けて、データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチについて、先行して実施。 ● データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえた事業立案に当たり、より効果的な事業とする観点から、その背景も含めた深掘分析（地域・業態別、年代別等のほか、問診票データを活用する等）が必要。 ● 40歳未満の事業者健診データの取得及び活用に向けてシステム改修等の対応を実施。

(2) 戦略的保険者機能関係

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、全支部で広報すべきコンテンツに関する広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報手法を検討し、広報ツールを作成する。その上で、ツールを活用し、事業主や加入者等と接する様々なタイミングで広報を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会が加入者及び事業主に知っていただきたい情報を確実に伝えるため、全国統一的な広報資材として、パンフレット等（全支部共通広報資材）を作成した。 <ul style="list-style-type: none"> ○制作物 <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ GUIDE BOOK 2 種類（総合、健康保険制度・申請書の書き方） ・リーフレット 3 種類（健康保険の制度になじみの薄い方向け、加入者向け、事業主向け） ・動画（協会の概要、健康保険の給付金等、協会けんぽ保健事業） ● 全支部共通広報資材については、健康保険委員へのパンフレットの配布や研修会での動画放映などの形で活用。 	<p>< KPIと実績 ></p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度；47.63% ・令和4年度；50.82% <p>< その他の実績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険委員委嘱者数 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月末時点：253,626人 ・令和5年3月末時点：288,836人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全支部共通広報資材の支部における活用状況や改善点等についてのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、広報資材の改善等を検討する。 ● 協会の広報については、広報の目的や広報すべき内容等の統一的な方針を本部において定めていない。また、毎年度本部で作成している広報計画については、支部の広報計画と必ずしも連動していない。このため、協会として統一的・計画的な広報を行うことが難しくなっている現状。
<p>更に、加入者に身近な健康保険委員を活用した広報も重要であることから、積極的に委嘱拡大に向けた取組を強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌を通じた情報提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みとして、大・中規模事業所の加入者へ文書や電話での依頼を中心に実施した。 ● 健康保険制度や協会の事業運営に関しての理解を深めることを目的に、事務講習会、健康づくりに関するイベントやセミナー等を開催した。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険委員の委嘱者数は令和3年3月末時点から7.1万人以上増加しており、KPIも達成できている。 ● 健康保険委員に求める役割を明確にし、健康保険委員の活動を活性化させるための取組を検討する。

(2) 戦略的保険者機能関係

③ ジェネリック医薬品の使用促進

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により協会全体及び支部ごとに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組むとともに、協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。また、本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。</p> <p>加えて、本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</p> <p>また、加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</p> <p>更に、ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。</p>	<p><加入者へのアプローチ> [ジェネリック医薬品軽減額通知] ・令和3年度：通知件数約271万件 ・令和4年度：通知件数約448万件</p> <p><医療機関・薬局へのアプローチ> [医療機関及び薬局件数] (医療機関) ・令和3年度：約21,000件 ・令和4年度：約25,000件 (薬局) ・令和3年度：約25,000件 ・令和4年度：約45,000件</p> <p><その他の取組> ●本部において、ジェネリックの使用割合が80%未満で重点的に取り組むべき支部（重点支部）に対し、地域別、年齢別、医療機関別及び業種別等の分析を行い、効果的な取組が実施できるようバックアップをした。</p> <p><地域課題の分析・意見発信> ●協会加入者のレセプト情報を活用したデータ分析を行い、ジェネリックカルテ、データブック、医療機関・薬局向け見える化ツール、医薬品実績リストを開発。地域の課題分析や国の会議等における情報発信を実施した。</p>	<p><KPIと実績> 【KPI】 全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>【実績】 [ジェネリック医薬品使用割合] (医科・DPC・調剤・歯科) ・令和5年3月：81.7% (うち80%未満の支部は7支部)</p> <p><その他の実績> [支部間格差の縮小状況] ・令和3年3月：15.2% (沖縄89.0%、徳島73.8%) ・令和5年3月：13.6% (沖縄89.4%、徳島75.8%)</p> <p>[ジェネリック医薬品軽減額通知の効果額（年額推計）] ・令和3年度：効果額約164億円 ・令和4年度：効果額約221億円</p>	<p>●ジェネリック医薬品については、数量ベースで全都道府県80%以上の使用率達成を第5期のKPIとして掲げてきたが、一保険者の努力のみでこれ以上実績を伸ばすことは困難な状況。</p> <p>●KPI未達が見込まれる支部について「重点支部」に指定し、本部と支部が連携して、各地域の課題を分析しながら対策に努めてきたが、更なる取組が必要。</p> <p>●軽減額通知については、多くの支部が使用割合80%以上を達成していることから、今後は地域ごとの特性を踏まえた内容に変更して送付する必要があり、本部一括送付については、令和6年度以降廃止を検討。</p> <p>●第4期医療費適正化計画において ・後発医薬品のKPI据え置き ・バイオシミラーは新たな数値目標 ・多剤・ポリファーマシー対策などに取り組む との方針が示された。これを踏まえ、より幅広い医薬品関係の取組が必要。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

④ インセンティブ制度の実施及び検証

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題														
<p>平成30年度から新たに導入した制度であることから、引き続き、段階的かつ安定的な実施を図るとともに、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、実施状況を検証した上で、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。</p> <p>加えて、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</p>	<p><インセンティブ制度の見直し></p> <p>●成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、「全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021年度中に一定の結論を得る。」とされた。</p> <p>●これを受け、健康保険組合と共済組合の加減算制度の中間見直しの内容や、運営委員会及び支部評議会からの制度の見直しに関するご意見も踏まえ、令和3年度に成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等制度の具体的な見直しを行い、令和4年度から実施。</p> <p><周知広報></p> <p>●インセンティブ制度の実効性を高めるためには、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解していただく必要。そのため、納入告知書同封チラシやメールマガジンなど「KPIの実績等」にあるとおり多岐にわたる広報を実施した。</p>	<p><KPIと実績></p> <p>●なし</p> <p><令和3年度実施状況></p> <table border="0"> <tr> <td>・納入告知書同封チラシ</td> <td>35支部</td> </tr> <tr> <td>・メールマガジン</td> <td>35支部</td> </tr> <tr> <td>・健康保険委員※1</td> <td>41支部</td> </tr> <tr> <td>・事務説明会※2</td> <td>19支部</td> </tr> <tr> <td>・関係機関への広報※3</td> <td>26支部</td> </tr> <tr> <td>・新聞</td> <td>19支部</td> </tr> <tr> <td>・その他※4</td> <td>43支部</td> </tr> </table> <p>※1 事業所説明会やリーフレットの送付等を実施 ※2 社会保険事務説明会や新規適用事業所説明会等で事務担当者等に対して説明。 ※3 県、市区町村、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会への訪問説明及び広報誌への記事の掲載依頼等 ※4 テレビやラジオを活用した広報、支部職員による事業所訪問時における事務担当者等への説明、健診勧奨案内へのリーフレット同封等</p>	・納入告知書同封チラシ	35支部	・メールマガジン	35支部	・健康保険委員※1	41支部	・事務説明会※2	19支部	・関係機関への広報※3	26支部	・新聞	19支部	・その他※4	43支部	<p>●制度見直し後となる令和4年度以降の実績を踏まえ、見直し後のインセンティブ制度の妥当性の検証を行う必要。</p> <p>●令和6年度に健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しが行われる予定であり、議論の動向や状況を把握する必要。</p>
・納入告知書同封チラシ	35支部																
・メールマガジン	35支部																
・健康保険委員※1	41支部																
・事務説明会※2	19支部																
・関係機関への広報※3	26支部																
・新聞	19支部																
・その他※4	43支部																

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ 支部で実施した好事例の全国展開

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題									
<p>支部事業の独自性を高めるために令和元年度に新設した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組み（本部にて推奨テーマを設定し募集をかけることや、全国展開前に複数支部で事業を行い、実施方法等を定めるなど）により実施する。</p>	<p>●令和3年度（令和4年度実施）については、パイロット事業の見直しを行うため、募集を停止した。令和4年度（令和5年度実施）については、本部で以下の2つのテーマを設定し募集。</p> <p>①「健診当日の特定保健指導の効果的な利用勧奨等」 ②「地域特性・職域特性を踏まえた重点的喫煙対策」</p> <table border="1" data-bbox="568 719 1029 923"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>応募</th> <th>実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>6支部</td> <td>3支部</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>8支部</td> <td>2支部</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	応募	実施	①	6支部	3支部	②	8支部	2支部	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●支部が令和3年度に実施したパイロット事業の内容と今後の方針は以下のとおり。</p> <p>①静岡支部実施事業 件名：ジェネリックカルテ「系列薬局版」による施設管理者へのアプローチ 今後の方針：使用割合が80%未満の支部においては、静岡支部が作成した小規模系列薬局版情報提供ツールを使用し、小規模系列薬局の経営者に対してアプローチ</p> <p>②富山支部実施事業 件名：地域特有のポリファーマシーの把握による多剤服用者への介入 今後の方針：富山支部の調査結果及び調査文書を全支部に提供するとともに、調査文書については、国の医療費適正化計画等の検討状況を踏まえ、本部において活用方法を検討する</p>	<p>●本部でテーマを設定することで、本部として今後取り組むべき事業を支部と連携して実施。</p> <p>●支部や地域が抱える独自課題については、支部が支部保険者機能強化予算を活用して取り組むこととなり、パイロット事業との住み分けが明確となった。</p> <p>●令和5年度パイロット事業においては、 ・テーマ①については、本部で実施内容や実施方法を決定 ・テーマ②については、テーマ以外は支部の裁量に委ねた。 令和6年度以降は、支部保険者機能強化予算（特別枠）との住み分けから、本部で実施内容や実施方法を決定する方向で検討中。</p>
テーマ	応募	実施										
①	6支部	3支部										
②	8支部	2支部										

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、令和6年度からスタートする次期医療計画及び医療費適正化計画の策定に向けて、意見発信を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第8次医療計画等に関する検討会や社会保障審議会医療保険部会において、医療計画及び医療費適正化計画の策定が着実に推進されるよう、積極的に意見発信を行った。 ●各支部において、都道府県医療計画及び医療費適正化計画の策定に向けて意見発信を行う。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の審議会等において、次期医療計画及び医療費適正化計画の策定に向けて、本部より積極的に意見発信を行った。 ●各支部においても都道府県の医療計画及び医療費適正化計画の策定に向けて積極的な意見発信に努めてきたが、 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び各都道府県から医療計画や医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況について、定期的なデータ提供がされておらず、進捗状況の把握が難しい ・新型コロナウイルス感染症の影響により、そもそも地域医療構想調整会議の開催回数が減少している ●今後は、各種計画の取組の進捗状況を把握できるよう国及び都道府県からデータが提供されるよう働きかけることが必要。

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信 ii) 医療提供体制に係る意見発信

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、地域医療構想調整会議の開催回数が減少し、意見発信の機会自体に限られる中、都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。</p>	<p>< KPIと実績 > 【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する</p> <p>【実績】 ●令和3年度 27支部 ●令和4年度 37支部</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、そもそも地域医療構想調整会議の開催回数が減少している。</p> <p>●地域医療構想調整会議の議題が、個別の医療機関の対応方針の策定や新型コロナウイルス対応など、保険者として意見発信が難しい議題が多い。</p> <p>●病床機能報告等の都道府県が提供するデータを活用し、医療提供体制等にかかる意見発信を実施する支部が多いが、協会けんぽが保有するのは医療費・健診データであり、医療体制関係データが乏しい。</p> <p>●保険者として積極的な意見発信を行うために、地域医療構想調整会議に限らず、都道府県が実施する医療費適正化計画や健康づくりの会議でも意見発信を行っていく必要。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信
 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>医療保険部会や中央社会保険医療協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p>	<p>●中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護保険部会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続性の確保、地域包括ケアの構築に関して医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行った。</p>	<p>< KPIと実績 > ●なし</p> <p>< その他の実績 > ●なし</p>	<p>●医療保険部会や中央社会保険医療協議会、介護保険部会等において、理事長をはじめ役職員が医療保険制度の持続可能性の確保等に関して医療保険者の立場から積極的な意見発信を行い、医療保険制度改革等において意見発信した内容が一部反映された。</p> <p>●今後も医療保険者の立場から医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関して意見発信を引き続き実施することが必要。</p>
<p>また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</p>	<p>●令和4年12月に被用者保険関係5団体で連携し、医療保険部会において「医療保険制度改革に向けた被用者保険関係5団体の意見」を提出した。</p>		<p>●関係団体と連携することで医療保険制度改革に係る要請を効果的に実施。</p> <p>●被用者保険関係5団体の連携を深め、引き続き医療保険制度改革に係る要請を行うとともに、積極的な意見発信を行うことが必要。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信
iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p>	<p>●医療データを活用した医療適用体制等に係る分析結果や「上手な医療のかかり方」について、ホームページ、共通広報資材、納入告知書リーフレット等により情報提供を行った。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●「上手な医療のかかり方」について各支部において地域の実情に合わせて、広報を中心に取組を進めている。</p> <p>●今後、国においてかかりつけ医機能を発揮するための制度整備に関する議論が行われることを踏まえ、事業主・加入者にかかりつけ医を持つこと等の「上手な医療のかかり方」の周知・啓発に引き続き取り組むことが必要。</p> <p>●上手な医療のかかり方に係る働きかけは医療資源の適正な使用に関する広報が中心となるため、次期アクションプランでは、「医療資源の適正使用」の項目に含めることを検討。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ 調査研究の推進

i) 本部・支部による医療費分析

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。</p> <p>本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。</p> <p>各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本部においては、支部毎の年齢階級別・疾病分類別1人当たり医療費の動向や3要素分解等を行った。また、健診結果を基に支部毎の各種リスク等の保有率等の健康度分析を行った。加えて、新型コロナウイルス感染症にかかる医療費の状況について、診療種別や年齢階級別の動向等の分析を新たに行った。支部に対して、自支部の課題が抽出できるよう現状評価シートを展開した。 ●支部においては、4支部において調査研究事業を実施したほか、加入者の居住地や業態等の協会保有データの特徴を活かしたレセプト・健診データ等の分析を実施している。また、現状評価シート等を活用して支部特有の課題を抽出し、その課題に対して今後の重点施策等を検討する重点施策シートを作成した。 ●保険者協議会や都道府県等と連携した共同研究等を推進する新たな取組を開始した。 ●調査研究の実施に当たっては、複数の支部で本部で契約している健康・医療情報分析アドバイザーに助言を得ているほか、地元大学と共同研究を行う等、外部有識者の知見を活用して実施している。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●本部・支部が連携して、地域の課題抽出に取り組んでいった。より地域課題を明らかにしていくためには、都道府県・市区町村や保険者協議会、国保連等と連携し、共同研究・共同事業を更に促進することが必要。 ●共同研究を実施するにあたり、地元大学等の有識者と連携することにより、深掘分析が期待できる。

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ 調査研究の推進

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、更にその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策等を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。なお、研究成果を踏まえ、国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係る具体的方策（ガイドラインの策定等）について、医療提供側を含めた関係者の意見も聞きつつ検討する。</p>	<p>●第Ⅰ期（令和2年度採択：研究期間令和2年度～4年度） 令和2年度から研究を実施している4件について、令和3年度研究実績を基に、研究の中間報告を令和4年度調査研究フォーラムにて発表。 令和4年度末の研究最終報告を令和5年度調査研究フォーラムで発表予定。</p> <p>●第Ⅱ期（令和3年度採択：研究期間令和4年度～6年度） 医学、薬学、経済学等の分野の有識者から12件の研究提案があり、5件を採択。 令和4年度研究実績を基に、研究の中間報告を令和5年度調査研究フォーラムで発表予定。</p> <p>●第Ⅲ期（令和4年度採択：研究期間令和5年度～7年度） 医学、経済学等の分野の有識者から10件の研究提案があった。大学以外にも独立行政法人や民間企業からの提案もあり、4件を採択。</p> <p>●第Ⅳ期（令和5年度採択：研究期間令和6年度～8年度） 令和5年7月31日に研究提案の募集を開始した。募集期間：令和5年10月31日まで</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●研究成果の発表にも取り組んでおり、医療費適正化、健診・保健指導、重症化予防事業等の幅広い研究を実施したことにより、協会データを活用した研究の有効性について、広く発信できた。</p> <p>●今後、研究成果を踏まえた協会事業の改善や提案、国や都道府県等への政策提言につながる具体的方策（ガイドラインの策定）が必要。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ 調査研究の推進

iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策検討及び実施

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。</p>	<p>●調査研究フォーラムは、令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できなかった。令和4年度は3年振りの開催にあたり、フォーラムの在り方を見直し、発表対象に健診・保健指導等の取組や委託研究の中間報告も含めることとした。また、新たにオンライン配信を実施し、オンラインの視聴者回数は1,000回を超えた（会場の場合、最大500人）。</p> <p>●調査研究報告書は、令和3年度から新たに健診・保健指導の取組や重症化予防事業等も対象とした。また、幅広く発信するため、学会や大学等への広報も行った。令和3年度は15件、令和4年度は14件の研究成果を掲載した。（令和5年度は14件の掲載を予定）</p> <p>●研究成果については、各種学会でも発表を行っている。支部職員が発表者である発表は、令和3年度は13件、令和4年度は11件あった。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●調査研究フォーラムをオンライン配信したことにより、従来以上に協会の研究成果を発信することができた。今後、委託研究の発表件数が増加することを見据えた対応を検討していくことが必要。</p> <p>●調査研究報告書の掲載件数（平成30年度：14、令和元年度：18件、令和2年度：12件）及び学会発表件数（平成30年度：16件、令和元年度：14件、令和2年度：12件）は、コロナ影響により令和2年度支部の調査研究事業が一時見送られていた中においても、大きく減少することなく取り組めた。</p> <p>●新たに発表できる学会として、保健事業関係の学会を追加したが、新規の学会での発表は多くなく、保健事業にかかる発表の促進が必要。</p>

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ 調査研究の推進

iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策検討及び実施

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約4,000万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・統計分析研修 令和3年度17名受講（新型コロナの影響により参加できなかった者は、令和4年度に受講） 令和4年度36名受講（うち、10名） ・SPSS研修 令和3年度51名受講 令和4年度46名受講 ・GIS研修 令和3年度47名受講 令和4年度27名受講 ●令和4年度より新たにスタッフ及び主任の階層別研修において、新たな統計分析研修を実施した。 ●新たな情報系システムの活用に向けた支部分析能力の向上のための分析マニュアルを作成した。（記載場所の変更） ●職員の知見を広げ、調査研究能力の向上を図るため、研修目的の学会参加にかかる取り扱いを新たに創設した。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●統計分析研修では、コロナ感染等により受講できなかった者向けの補講を実施する等、情勢を考慮した対応を行った。SPSS研修では、ZOOMを活用した実演を配信することにより、理解を深めることができた。 ●情報系システムの活用を更に推進していくため、分析マニュアルの見直しを随時行う必要がある。

(3) 組織・運営体制関係

1) 人事・組織に関する取組

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>管理職層の入口として設置している「グループ長補佐」の段階で、マネジメント業務の基盤を確実に習得させ、その後グループ長や部長に昇格したときに、更に幅広くマネジメント能力を発揮できるよう人材力の底上げを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ長補佐への昇格後に実施される階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施した。 ●総務部で実施する支部訪問の機会を利用して、管理職としての現状や疑問点等のヒアリングを実施した。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <p>[グループ長補佐研修実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度：計1回（42人） ・令和4年度：計1回（31人） <p>[支部訪問]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度：計2支部（21人） ・令和4年度：計1支部（13人） 	<ul style="list-style-type: none"> ●外部講師による研修を通じて、管理職に求められる能力等の理解の深化に努めた。また、支部訪問においては、個人ごとのヒアリングを通じて、管理職として業務を行う中で実際に感じたこと等に対するアドバイス等を実施した。 ●現在の人事制度について、導入後における環境等の変化を踏まえ、制度の見直しに向けて検討を進める。
<p>また、支部ごとに業務量に応じた適切な人員配置を行う観点から、標準人員に基づく人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現等も踏まえ、標準人員の見直しについても検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●標準人員を基本とした人員配置を行いつつ、新システム導入のために必要な人員を本部へ集約するなど、状況に応じて柔軟な人員配置を行った。 ●これまでの業務量の変動や、新システム導入による効果などを踏まえた支部の適正な人員配置のため、令和5年度中に業務量調査を実施することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ●本部・支部の業務量に応じた柔軟な人員配置を行った。 ●加入者の増加による業務量の変動や新システムの導入などを踏まえた、人員配置の在り方の検討を進める。

(3) 組織・運営体制関係

- 1) 人事・組織に関する取組
② 人事評価制度の適正な運用

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>協会全体のパフォーマンスの底上げを図るためには、個々の職員が組織目標を理解し、それを達成するための個人目標を設定してその達成を目指し、自身に与えられた役割を遂行することで、それがひいては組織全体の目標達成につながるよう好循環を構築していくことが必要である。</p> <p>このため、人事評価制度において、個人目標の設定に当たっては、職員個人が組織目標を意識し、かつ、等級ごとの役割定義に基づく自身の役割を考慮した目標を可能な限り数値目標として掲げた上で、上司によるその目標が適切なものであるかどうかの評価を踏まえて設定する必要がある。また、その目標達成に向けては、評価期間中には上司が適切に職員に対する日々の業務管理、業務指導を行い、評価の段階においては、評価者が取組のプロセスも踏まえて十分に内容を確認した上で評価を行うとともに、評価結果のフィードバックを行う際には、被評価者の人材育成につながることを十分に意識したものと実施することが重要である。</p> <p>更に、そうした結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ長補佐以上の階層別研修において、総務部職員を講師とした協会の人事評価制度（個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など）及び外部講師による一般的な人事評価（評価面談の実施方法等）に関する研修を実施した。 ●総務部で実施する支部訪問の機会を利用して、グループ長補佐以上との面談時に、人事評価の実施状況や疑問点等を個別に聴き取り、その場でアドバイス等を実施し、理解度を深めた。 ●個人の役割等に応じて設定した目標等の達成度合いに応じて決定される人事評価結果は、賞与及び昇給に反映するとともに、上位職への昇格の参考とした。 	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> [評価者研修実施状況] ・令和3年度：計3回（83人） ・令和4年度：計3回（71人）</p> <p>[支部訪問] ・令和3年度：計2支部（21人） ・令和4年度：計1支部（13人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●管理職向けの研修や、支部訪問時の面談を通じ、業務指導管理のあり方や人事評価制度について、理解を深めることができた。 ●今後も階層別研修や支部訪問の機会を利用した、理解の深化を進めていく。 ●賞与及び昇給は人事評価結果を反映し実施した。また、上位職への昇格は、経験や人事評価結果を重視し、年功序列の登用とならないよう努めた。 ●引き続き、人事評価制度に対する管理職の理解を一層深めつつ、実績や能力本位の人事を推進していく。

(3) 組織・運営体制関係

- 1) 人事・組織に関する取組
③ OJTを中心とした人材育成

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>「自ら育つ」職員を育成するためには、OJT（On the Job Training）を人材育成の中心に据え、それに各種研修を効果的に組み合わせる必要がある。本部において、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を実施することで、組織基盤のボトムアップを図る。</p>	<p>〔本部研修〕 ・階層別、業務別、テーマ別に研修を実施した。 ・新任のグループ長補佐に対し、階層別研修を補完するものとしてeラーニング研修を新たに実施した。 ・主任研修及びスタッフ研修受講者を対象に、基本的な分析業務を行う上で必要となるデータの調査・分析に係る知識の向上及びパソコンスキルの習得を目的とした研修（主任研修Ⅱ・スタッフ研修Ⅱ）を新たに実施した。 ・保健事業をより一層推進するため、新たに「保健師キャリア育成課程」を創設し、保健事業全体の企画立案・調整等を行うために必要な資質と意欲を有する保健師の育成に着手した。 ・本部職員に対して、新たにeラーニングシステムを活用し研修を実施した。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> 〔階層（役職）別研修〕 ・令和3年度：12回開催、259名参加 ・令和4年度：18回開催、495名参加</p> <p>〔業務別（レセプト点検、統計分析等）研修〕 ・令和3年度：11回開催、470名参加 ・令和4年度：44回開催、1,890名参加</p>	<p>●OJTを中心に、集合研修、自己啓発を組み合わせることにより、組織力の強化に取り組んだ。</p> <p>●戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた研修（主任研修Ⅱ・スタッフ研修Ⅱ、保健師キャリア育成課程）を新たに実施することができた。今後も保険者機能の更なる発揮のため、効果的な研修を検討し、継続的に実施する必要がある。</p>
<p>加えて、戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、新入職員の育成プログラムを見直す等、人材育成の具体的方策を検討し、幅広い視野、知識、経験を持つ人材の育成につなげる。</p>	<p>〔支部研修〕 ・個人情報保護、コンプライアンス等の必須研修のほか、各支部の課題に応じた訴求力、発信力、ナッジ理論等の独自研修を計画的に実施した。</p>	<p>〔ハラスメント防止等のテーマ別研修〕 ・令和3年度：3回開催、72名参加 ・令和4年度：2回開催、99名参加</p>	<p>●第6期に予定する人事制度の見直しに連動し、必要に応じて、研修の内容の見直しを検討する。</p>
<p>その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、オンライン研修の実施や通信教育講座のあっせんなど、多様な研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。</p>	<p>〔研修手法の多様化〕 ・集合研修の内容をオンラインで配信するなど、内容や受講者に応じて適切な研修を実施した。</p>	<p>〔自己啓発支援（通信教育講座）〕 ・令和3年度：623名申込み ・令和4年度：595名申込み</p>	<p>●支部研修、オンライン研修、自己啓発支援など、多様な手法により、人材育成に取り組むことができた。</p> <p>●人材育成の機会を増やすため、eラーニングやオンライン研修を積極的に企画する必要がある。</p>

(3) 組織・運営体制関係

1) 人事・組織に関する取組

④ 本部機能及び本部支部間の連携強化

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。</p>	<p>●支部の活動を支える本部の機能強化を図るため、令和3年4月に本部調査分析グループと研究室を本部調査分析・研究グループとして統合した。令和3年10月には本部内部統制整備準備室、財政・支部グループ及びIT戦略推進室、令和4年7月には追加でIT戦略推進室の体制を強化した。令和5年10月には本部内部統制整備準備室を内部統制室として本格稼働させる。</p> <p>●戦略的保険者機能を更に強化していくため、</p> <p>① 支部におけるエビデンスに基づく事業実施のサイクル化</p> <p>② 保健事業の人事・組織体制の強化</p> <p>③ 広報の充実・強化</p> <p>の3つの方策からなる「戦略的保険者機能関係等の充実・強化に向けた本部・支部の連携強化の方策」について、支部の意見も踏まえながら、令和3年度に策定し、令和4年度から順次実行に移している。</p> <p>●また、保険料率が高い水準で推移している3支部を対象に、保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けて、医療費・健診データ等を用いた医療費格差等の要因分析と、要因分析結果を踏まえた事業企画等について、その検討段階から医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を受けながら、本部と3支部が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」を開始。</p>	<p><KPIと実績></p> <p>●なし</p> <p><その他の実績></p> <p>●なし</p>	<p>●保険者機能の強化に向けて、引き続き本部機能の強化を図っていく。</p> <p>●3つの方策のうち、未実施項目（契約保健師の役割に関する検討（人事評価を含む）等）について、次期アクションプランでの実施に向けて着実に検討を進める必要がある。また、実施済みの項目について、定着に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>●保険者努力重点支援プロジェクトを通じて蓄積した分析や事業企画に関する手法については、全支部へ横展開。</p>

(3) 組織・運営体制関係

1) 人事・組織に関する取組

⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の底上げ

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>平成28年度より支部業績評価を導入し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体での取組の底上げを図るとともに、その結果を支部幹部職員の処遇で勘案することで、職員の士気向上を図ってきたところ。その後、支部の置かれた環境、制約などの違いをどう指標に反映させるか等について、逐次見直しを行っているところであるが、指標の適切性については、試行錯誤の段階にある。今後、これらの課題を解決し、本格的な導入を目指す。</p>	<p>●平成28年度より支部業績評価を試行的に開始し、支部からの意見や要望等を踏まえて随時変更しながら毎年度実施している。 令和3年度（令和2年度評価分）、令和4年度（令和3年度評価分）は、新型コロナウイルス感染症の影響により公平に評価できない項目があったため、参考値とした。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●支部の規模や置かれた環境などが異なる状況の中で、支部が取り組みやすく、且つ、公平な評価となるよう評価項目及び評価方法を見直し、本格的な導入を目指す。</p>

(3) 組織・運営体制関係

II) 内部統制に関する取組

① 内部統制の強化

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることなどを踏まえ、内部統制を強化するための体制整備を進める。</p>	<p>【リスク管理委員会の定例開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年12月から本部においてリスク管理委員会を毎月開催することとし、本部及び支部から報告された事務処理誤りや職員の事故等の危機管理案件の情報共有を行うとともに、再発防止策を検討した。 <p>【リスクの予防措置に関する仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内部統制の基本方針（令和2年10月策定）に基づき、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、事前にリスクの発生を抑制するための取組を進めた。 ●令和3年度、令和4年度において、本部及び一部の支部（埼玉、千葉）でリスクの洗い出しを試行的に実施するとともに、洗い出されたリスクのうち、対策の優先度が高いと評価したリスクについて、対策を実施した。 ●当該仕組みの実施方法等を記載したマニュアルや、発生が想定されるリスクをまとめたリスクマップについて、試行実施での課題を踏まえ整備を進めた。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<p>【リスク管理委員会の定例開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理案件の報告体制（支部から本部への報告、リスク管理委員会への報告・対策の検討、支部への共有）については、一定程度定着してきた。 ●今後は、事務処理誤りの発生防止に向けた更なる取組の推進が必要である。 <p>【リスクの予防措置に関する仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本部及びモデル支部によるリスクの洗い出しの試行実施と、洗い出されたリスクの対策を実施することができた。当該取組を浸透させ、リスクの発生防止及び適正な業務運営を図りたい。 ●当該取組を浸透させるために、対象とするリスクや支部の範囲、実施方法等について中長期的な計画を策定する必要がある。

(3) 組織・運営体制関係

II) 内部統制に関する取組

① 内部統制の強化

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることなどを踏まえ、内部統制を強化するための体制整備を進める。</p>	<p>【規程等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員が業務遂行時に、参照すべき規程やマニュアル等を把握しやすくするため、規程等を体系的に整理した規程等一覧表を作成し、全支部へ周知した（令和4年9月）。 ●規程やマニュアル等が掲示板等で散在して掲載されていたため、令和5年1月の新システムの導入の際に、規程等の掲載場所を整理して掲載した。 <p>【職員への啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協会における内部統制の考え方や事務処理誤りの防止などを題材とした「内部統制NEWS」を、不定期に全職員へ発信することとした（令和4年11月開始）。 	<p><KPIと実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<p>【規程等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業務遂行上必要となる規程やマニュアル等を閲覧しやすくするための環境の整備（規程等一覧の策定、規程等の掲載場所の整理）を進めることができた。 ●規程、細則及びマニュアル等の文書について現状把握の結果、体系的な整備がされておらず、職員の適切な業務遂行に資するため文書の整備が必要である。 ●適正かつ効率的に業務を遂行するための規程等の整備に引き続き取り組むこととしている。 <p>【職員への啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内部統制NEWSの発信を開始することができた。 ●協会の内部統制や、事務処理誤り等の職員への更なる意識強化や知識定着を図るための研修等の実施が必要である。

(3) 組織・運営体制関係

II) 内部統制に関する取組 ② リスク管理

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>大規模自然災害等に備え、定期的に訓練や研修を実施するとともに、有事の際には、業務継続計画（BCP）など各種マニュアル等に基づき適切に対応する。</p>	<p>●有事の際に万全の対応をとれるよう職員に対して定期的に「初動対応マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」に基づき研修等を実施した。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●大規模自然災害等に備えるとともに新興感染症に対する対応を検討。</p>
<p>令和5年1月の新システム構築にあたり、業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等の見直しを行う。</p>	<p>●新システムに対応した情報システム運用継続計画（IT-BCP）の見直しを行った。</p>		<p>●今後のシステムの改修を行う予定のため、適宜見直しを行う。</p>
<p>加入事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、個人情報保護に対する要請の高まりや情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じて、継続的な対策の強化を図る。</p>	<p>●技術的対策として、業務用システムと外部接続環境との物理的分離のほか、SOC（※）チームによる不正通信等に対するネットワーク監視や、常に最新の脆弱性対応を行うことでセキュリティ対策を更新し、あらゆる脅威に備える体制を維持した。</p> <p>●人的対策として、年度ごとに情報セキュリティ対策推進計画を策定し、計画に基づき情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施した。</p> <p>※SOC：Security Operation Centerの略。24時間365日体制でネットワークやデバイスを監視し、サイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイスを行う組織のこと</p>		<p>●引き続き技術的・人的対策を行う。</p>

(3) 組織・運営体制関係

- II) 内部統制に関する取組
② リスク管理

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>加入事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、個人情報保護に対する要請の高まりや情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じて、継続的な対策の強化を図る。</p>	<p>●個人情報保護法等の改正（令和4年4月1日施行）に伴い、全国健康保険協会個人情報管理規程等の改正を行い、改めて個人情報の管理等について、周知徹底を図った。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●個人情報の漏洩等を発生させない体制を構築するため、全職員への研修を実施するとともに、現状把握と問題点の是正を行う。</p>

(3) 組織・運営体制関係

 II) 内部統制に関する取組
 ③ コンプライアンスの徹底

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>全職員にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</p>	<p>●全職員を対象としたコンプライアンスに関する自己点検及び職場環境（職場風土）アンケート調査を実施した。（令和3年度）</p> <p>●コンプライアンスについて、職員に行動規範小冊子を配付し、常時携帯させコンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っているほか、コンプライアンス通信を定期的に全職員にメール配信し、コンプライアンスに関する意識づけを継続的に行っている。</p> <p>●階層別研修において、コンプライアンス、ハラスメント防止及び個人情報保護に関する講座を設け、意識の啓発、各種規程の遵守や個人情報保護の徹底を図るなどの取組を行った。</p> <p>●コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修、個人情報保護研修、情報セキュリティに関する研修は、支部における必須研修として実施している。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●研修や自己点検等の実施によりコンプライアンス意識の向上の取組みを積極的に行った。</p> <p>●今後も継続的な取組が求められるが、より効果的・効率的な手法等の検討が必要。</p>

(3) 組織・運営体制関係

- II) 内部統制に関する取組
 ③ コンプライアンスの徹底

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>定期的又は随時にコンプライアンス委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。</p>	<p>●全支部において、年2回以上コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●コンプライアンス委員会は組織としてコンプライアンスの推進の取組みを行う重要な役割を担っているため、今後も継続していくことが必要。</p>

(3) 組織・運営体制関係

Ⅲ) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>サービス水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コピー用紙、トナー、各種封筒等の本部及び支部で使用する消耗品については本部で全国一括調達（入札）を行った。 ●事務用品等については、発注システムを活用し、スケールメリットによるコスト削減に加え、在庫量の適正化も図った。 	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 合計 12.6% (84件/668件) 本部 30.3% (36件/119件) 支部 8.8% (48件/549件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●コピー用紙やプリンターナーの消耗品については本部で入札による全国一括調達を行った。また、その他の消耗品については本部で一括して単価契約を行い、スケールメリットによるコスト削減を図った。 ●現状の取組に加え、更なる経費削減に向けた取組を行う必要がある。
<p>調達に当たっては、調達見込み額が100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が適当なものについては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表することをやっているが、今後とも、これらを実施し、透明性を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企画競争を除く随意契約は「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」等に限定し、原則100万円を超える調達は一般競争入札を行った。 ●100万円を超える随意契約を行う場合は、本部・支部ともに調達審査委員会において個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 合計 14.3% (97件/679件) 本部 26.0% (26件/100件) 支部 12.3% (71件/579件) <p><その他の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札及び調達審査委員会を適切に実施することができた。
<p>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するとともに、一者応札の減少に向けた取組の好事例を本部・支部に周知するなどにより一者応札案件の減少に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本部・支部において一者応札となった入札案件について、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対してアンケートを実施した。 ●本部の各グループや支部に対してヒアリングを行い、好事例の取組等について本部・支部に対し周知を行った。 ●掲示板に、支部で契約を締結した相手先の一覧を掲載した。 		<ul style="list-style-type: none"> ●一者応札割合は目標を達成しているが、今後、より一層の取組を進めていく。 ●また、更に競争性を高めるため、少額調達案件についても可能な限り入札等を行っていくことにより、契約の透明性を確保し、経費の削減に向けた取組を行っていく。
<p>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●100万円未満の調達においても、可能な限りホームページ等で公示し、一般競争入札又は見積競争（見積書の提出を募る）を実施した。 		

(3) 組織・運営体制関係

Ⅲ) その他の取組

② 次期システム構想の実現等

アクションプランにおける施策	実施状況	KPIの実績等	取組に関する評価と今後の課題
<p>業務改革検討プロジェクトの要件を取り込み、効率的な業務を行うことで基盤的保険者機能の強化に寄与すること及び保健事業の機能改修やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的に、令和5年1月に新システムを構築する。</p>	<p>●業務改革・効率化施策の要件を取り込み、基盤的保険者機能の強化に寄与すること、また、保健事業の推進やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的として新システムを構築した。</p> <p>●新システムは、当初のスケジュール通り令和5年1月にサービスインを迎え、概ね大きなトラブルもなく稼働している。</p>	<p><KPIと実績> ●なし</p> <p><その他の実績> ●なし</p>	<p>●第5期アクションプランの施策について、目標とするレベルを達成した。</p> <p>●今後は、サービスイン後に対応することとした業務改革検討プロジェクトの要件等を整理・検討し、次々期システムの構築に着手する。</p>
<p>次期システムの調達に当たっては、現行システムのIT資産を有効活用しつつ、競争性の担保や調達単位の分割などにより調達コストの適正化を図る。</p>	<p>●新システムの調達にあたっては、「シンプル」「セレクト」「リノベーション」をコンセプトとして、旧システムのIT資産を有効活用しつつ、広く意見を募り仕様書を作成することで、競争性や透明性を確保した。また、調達単位の見直しを行い可能な限り競争に付すことで、調達コストの適正化を図った。</p> <p>●すべての調達案件において不調・不落となることなく順調に調達を完了した。</p>		<p>●第5期アクションプランの施策について、目標とするレベルを達成した。</p>

保険者機能強化アクションプラン (第5期) の検証結果 (まとめ)

保険者機能強化アクションプラン（第5期）の検証結果（まとめ）

基盤的保険者機能関係 主な成果

<健全な財政運営>

- 協会財政の赤字構造や高齢化の進展に伴う後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれることにより楽観視できない協会けんぽの財政を踏まえ、あらためて理事長より「協会けんぽの財政について、中長期的に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないことを説明したほか、過去に行った5年収支見通しと実績の比較検証の結果、結論としてこれまでの推計方法による試算が妥当であることを新たに示す等、本部・支部の事務局から丁寧な説明を行った。その結果、協会として中長期的に安定した財政運営を図る観点から平均保険料率10%を維持。

<現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進>

- 現金給付の適正化について、傷病手当金・出産手当金のうち、支給決定後に資格記録が変更されたもののうち、不正受給が疑われる申請の調査を徹底し、令和3年度・令和4年度合計では101件・3,600千円の返還請求を行った。また、傷病手当金と障害年金や休業補償給付等との併給調整の強化を図り、令和3年度・令和4年度合計で約13.8万件の調整を行った。
- 柔道整復施術療養費について、文書照会の強化や適正受診の促進にかかる広報の実施により、多部位頻回請求件数の割合は令和3年度0.95%(令和2年度1.12%)、令和4年度0.86%とKPI(対前年度以下)を達成。
- 被扶養者資格の再確認について、被扶養者資格確認リスト未提出事業所への提出勧奨や所在不明事業所への確実な送達(事業主宅への直送等)を実施した結果、提出率は令和3年度91.3%、令和4年度92.3%で増加した。また、マイナンバーによる情報連携により、被保険者との同居別居別を把握する等、被扶養者確認の厳格化により、高齢者医療制度への支援金等の財政負担を軽減(令和3年度・令和4年度合計約18.0億円)。
- レセプト内容点検については、点検員のスキルアップを図り、点検効果の高いレセプト(高点数レセプト等)の点検を強化するとともに、システムを活用した効率的な点検を推進し、査定率及び1件あたり査定額の向上に努めた。

<返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進>

- 保険証未返納者に対する早期催告(資格喪失処理後10営業日以内)の徹底等により無資格受診の発生防止を図るとともに、返納案内通知や催告の早期送付、国民健康保険との保険者間調整の積極的活用、納付拒否者への法的手続き等により、債権回収率の向上に努めた。

<業務改革の推進>

- 各種ツールを活用して、標準化した事務処理手順の徹底とともに、職員の意識改革の促進と多能化の推進により、業務量の多寡に柔軟に対応可能な事務処理体制の構築に取り組んだ。取組に重要となる支部管理者のマネジメント能力向上のため、本部主導のコーチングを実施。(計25支部)
- また、窓口対応及び電話対応について標準化を進めるために、相談業務の行動指針及び電話相談対応体制の基本モデルを策定し、電話相談対応体制の基本モデルガイドブック等を作成して相談業務の体制を整備。
- 新業務システムの構想実現に向けてシステム設計や各種テスト等を実施するとともに、サービスイン後の事務処理を円滑に行うため、業務プロセスや運用の変更点等について、職員の階層に合わせた研修を実施。

<オンライン資格確認>

- 協会けんぽが実施している広報にマイナンバーカードの保険証利用チラシを導入することで、幅広い対象者に対して広報を実施することができた。

(今後の課題)

<健全な財政運営>

- 運営委員会及び評議会の場において丁寧な説明を行う等、引き続き、中長期的に安定した健全な財政運営に努める。

<現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進>

- 現金給付の適正化について、傷病手当金と障害年金や休業補償給付等との併給調整の確実な実施のほか、年金保険給付と傷病手当金を調整できる仕組みの構築や、労災保険のマイナンバー情報連携の整備等、労災保険との調整を円滑に実施できる仕組みを構築するよう、厚生労働省へ要請していく。また、海外出産に係る出産育児一時金について、不正請求防止対策を徹底。
- 柔道整復療養費について、多部位かつ頻回の申請等の過剰受診について、加入者に対する文書照会の強化のほか、複数の施術所において同部位の施術を受けているなど、過剰な施術が疑われる申請について、償還払いへ変更する仕組みを活用した適正化対策を推進。
- 被扶養者資格の再確認について、収入(課税証明書等)の確認は、事業主・協会双方の負担が大きいため、マイナンバーを活用して収入を確認する方法を検討。
- レセプト内容点検については、支払基金改革による審査傾向の変化等を継続的に確認し、その結果を踏まえ、より効果的かつ効率的なレセプト内容点検を推進。

<返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進>

- マイナンバーと保険証の一体化の動向を踏まえつつ、当面の間、資格喪失した保険証の早期回収に取り組むとともに、発生した債権の早期かつ確実な回収を行う。

<業務改革の推進>

- 「基盤的保険者機能の盤石化」の実現のためには、業務改革(標準化・効率化・簡素化、生産性、意識改革)の実践を常に意識し、効率性の検証を行い更なる効率化に取り組むとともに、業務量の多寡や優先度に対して、柔軟で最適な体制による事務処理の実践を通じた不断の取組が必要。また、新業務システムの効果を最大化を追求していくために、新たな業務プロセスを踏まえた体制による事務処理の徹底により業務処理の品質を追求。

<オンライン資格確認>

- 令和6年秋の保険証廃止に伴い、国との連携を図りながら、事業主及び加入者に対して幅広く広報を実施。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）の検証結果（まとめ）

戦略的保険者機能関係（その1）主な成果

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 生活習慣病予防健診未受診事業所に対する受診勧奨や委託健診機関の拡充、検診車を活用した集団健診を行うなど受診機会の拡大に努めるとともに、事業者健診データの取得に向けて、地方労働局との連名や都道府県等を含めた3者連名での勧奨を実施。被扶養者の特定健診についても、協会主催の集団健診の拡大や市区町村が実施するがん検診との同時実施等、受診機会の拡大に努めるなどした。その結果、加入者全体の実施率は、平成29年度の48.5%から令和4年度には57.9%（+9.4%）となっており、目標達成には至っていないものの、着実に増加している。
- また、生活習慣病予防健診について、更なる保健事業の充実の一環として、令和5年度から一般健診等の自己負担の軽減を実施。
- 特定保健指導の実施率向上のため、事業所規模別・業態別の実施率等を見える化した「健診・保健指導カルテ」に基づく事業所への勧奨訪問等を実施するとともに、平成30年度からの制度見直しを踏まえた健診当日の初回面談の推進に向けて、委託機関数の拡大や人間ドック学会等の関係団体に協力依頼を実施。被扶養者についても、地域の公民館等における集団健診と併せた特定保健指導の実施等、利用機会の拡大に努めるなどした。その結果、加入者全体の実施率は、平成29年度の13.2%から令和4年度には18.1%（+4.9%）となっており、目標達成には至っていないものの一定の成果は現れている。

<重症化予防の対策>

- 治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対して受診を促すため、一次勧奨として本部から勧奨文書を送付したのち、支部から電話や文書などによる二次勧奨を実施。
- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、新たにLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を令和4年10月から実施。

<コラボヘルスの推進>

- 協会全体として健康宣言における健康づくりの取組の質の向上を図るため、健康宣言のプロセス及びコンテンツを標準化した健康宣言の「基本モデル」の浸透に向けて、各支部の取組を推進。

（今後の課題）

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 健診実施率の更なる向上のため、引き続き、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的な受診勧奨等の取組が必要。
- 被扶養者の特定健診の受診機会の拡大を図るため、引き続き、市区町村との連携強化に向けた取組を検討。
- 事業者健診データの取得について、新たな提供・運用スキーム（国の通知に基づく契約書及び問診票のひな形の利用）の浸透が進んでいない状況。
- 被保険者の特定保健指導実施率はKPIと実績に大きな乖離があり、改善を要する状況。
- 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、成果が出たことを評価するアウトカム指標（※）の導入に向けた対応。
（※）腹囲2 cm・体重2 kg減を達成した場合には、特定保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等
- 主に特定保健指導を担うための専門職として雇用している契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、人事評価・処遇のあり方も含めた見直しの必要性。

<重症化予防の対策>

- 健診機関と連携した効果的な受診勧奨を検討。
- 令和6年度から、特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診データを取得した者に対する受診勧奨を実施予定。

<コラボヘルスの推進>

- 今後、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質の向上を図るため、健康宣言の標準化を早期に進めることが必要。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）の検証結果（まとめ）

戦略的保険者機能関係（その2）主な成果

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進について、レセプト分析により地域ごとの課題を把握し、重点的に働きかける医療機関・薬局を特定した上で、個々の医療機関・薬局に対して、それぞれの強み・弱みを見える化したツールや医薬品実績リストを活用したアプローチを実施（令和4年度約25,000医療機関、約45,000薬局）した。また、加入者に対しては、ジェネリック医薬品軽減額通知（令和4年度：約448万件通知、効果額221億円）等により使用促進を図った。こうした取組により、令和5年3月時点で使用割合80.0%を超えている支部は40支部とKPI（全支部80.0%以上）達成まで残り7支部。
- 地域医療提供体制への働きかけについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域医療構想調整会議の開催回数が減少し、意見発信の機会自体が限られる中、都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信（令和4年度37支部）を行った。
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信については、中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護保険部会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続性の確保、地域包括ケアの構築に関して医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行った。

<インセンティブ制度>

- 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、「協会のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化について、令和3年度に具体的な見直しを行い、令和4年度から実施。

<外部有識者を活用した調査研究の推進>

- 医療費適正化、健診・保健指導、重症化予防事業等の幅広い研究を実施するとともに研究成果の発表にも取り組んでおり、協会データを活用した研究の有効性について、広く発信。

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 協会が加入者及び事業主に知っていただきたい情報を確実に伝えるため、全国統一的な広報資材として、パンフレット等（全支部共通広報資材）を作成。
- また、加入者に身近な健康保険委員を活用した広報を拡大するため、電話・訪問・文書による委嘱勧奨を行った結果、健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合は50.8%（令和4年度）と前倒してKPI（50%以上）を達成。

（今後の課題）

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進は、使用割合が80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう努め、使用割合が80%未満の支部は、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で一層の使用促進に取り組む。また、今後国で検討する金額ベースでの使用割合の目標を踏まえ取り組む。併せて、バイオシミラー等の使用促進も進め、医療費適正化を図る。
- 第4期医療費適正化計画に基づき、協会においても効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図るなど医療資源の適正使用の観点から取組を進める必要。
- 地域医療提供体制への働きかけについては、保険者として積極的な意見発信を行うために、地域医療構想調整会議に限らず、都道府県が実施する医療費適正化計画や健康づくりの会議でも意見発信を行っていく必要。また、KPIの設定についても改めて検討が必要。
- また、今後も医療保険者の立場から医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケア構築等に関して引き続き意見発信を行う必要。

<インセンティブ制度>

- 制度見直し後となる令和4年度以降の実績を踏まえ、見直し後のインセンティブ制度の妥当性の検証を行う必要。

<外部有識者を活用した調査研究の推進>

- 研究成果を踏まえた協会事業の改善や提案、国や都道府県等への政策提言につながる具体的方策が必要。

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 全支部共通広報資材については支部の活用状況等を踏まえ広報資材の改善等を検討。
- また、広報基本方針の策定及び当該方針を踏まえた各年度の広報計画を定める必要。
- 健康保険委員の活動を活性化させるための取り組みを検討。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）の検証結果（まとめ）

組織体制関係 主な成果

<人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用>

管理職を対象とした階層別研修において、協会の人事評価制度や一般的な人事評価に関する研修を実施するとともに、特に管理職層の入口であるグループ長補佐に対しては、管理職に求められる能力等の理解の深化に努めた。また、職員の適材適所の配置や実績・能力本位の人事を推進するため、人事評価結果も考慮した昇格等の人事に努めた。

- 支部ごとに業務量に応じた適切な人員配置を行う観点から、標準人員を基本としつつ、状況に応じて柔軟な人員配置を行った。また、これまでの業務量の変動や、新システム導入による効果などを踏まえた適正な人員配置を行うため、令和5年度中に業務量調査を実施することとした。

<本部機能及び本部支部間の連携の強化>

- 支部の活動を支える本部の機能強化を図るため、令和3年4月に本部調査分析グループと研究室を本部調査分析・研究グループとして統合し、令和5年10月には本部内部統制整備準備室を内部統制室として本格稼働させ、体制を強化。
- 支部ごとの課題を本部・支部で明確に共有し、課題の解決を図るため、「エビデンスに基づく支部ごとの課題把握と本部・支部間での情報共有」、「保健事業の人材・組織体制の強化」、「広報の充実・強化」の3つの方策からなる「戦略的保険者機能関係等の充実・強化に向けた本部・支部間の連携強化の方策」の取組を実施。また、保険料率が高い水準で推移している3支部を対象に、保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けて、医療費・健診データ等を用いた医療費格差等の要因分析と、要因分析結果を踏まえた事業企画等について、その検討段階から医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を受けながら、本部と3支部が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」を開始。

<内部統制の強化>

事務処理誤り等の危機管理案件の共有及び再発防止策の検討のため、リスク管理委員会を定例開催とした。また、リスクの予防措置として、本部及び一部の支部でリスクの洗い出しを試行実施し、優先度が高いと評価したリスクについて本部及び全支部で共通の対策を実施。

- 規程やマニュアル等について、適正かつ効率的な業務遂行のため規程等一覧表の策定及び規程等の掲載場所の整理を行い、閲覧環境を整備。
- 内部統制の理解促進や事務処理誤り防止のため「内部統制NEWS」の発信を開始。

<次期システム構想>

- 業務改革検討プロジェクトの要件を取り込み、効率的な業務を行うことで業務改革・効率化施策の要件を取り込み、基盤的保険者機能の強化に寄与すること、また、保健事業の推進やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的として新システムを構築。
- 新システムは、当初のスケジュール通り令和5年1月にサービスインを迎え、概ね大きなトラブルもなく稼働。
- 新システムの調達にあたっては、旧システムのIT資産を有効活用しつつ、広く意見を募り仕様書を作成することで、競争性や透明性を確保した。また、調達単位の見直しを行い可能な限り競争に付すことで、調達コストの適正化を図り、すべての調達案件において不調・不落となることなく順調に調達を完了。

(今後の課題)

<人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用>

- 業務量調査結果を踏まえた新たな人員配置の在り方を検討するとともに、現在の人事制度について、導入後における環境等の変化を踏まえ、制度の見直しを検討。
- 人事評価制度に対する職員の理解を一層深めつつ、実績や能力本位の人事を推進。

<本部機能及び本部支部間の連携の強化>

- 保険者機能の強化に向けて、限られたマンパワーの中で組織として最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、引き続き本部機能および本部・支部間の連携の強化を図る。
- 保険者努力重点支援プロジェクトを通じて蓄積した分析や事業企画に関する手法については、全支部へ横展開。

<内部統制の強化>

- 事務処理誤り防止の更なる取組を進める。リスクの洗い出しや対策については段階的かつ計画的に実施し、着実に取組を浸透させる。
- 規程やマニュアル等の体系的な整備を進める。
- 内部統制や事務処理誤り等について研修等を実施し意識強化や知識定着を図る。

<次期システム構想>

- サービスイン後に対応することとした業務改革検討プロジェクトの要件等を整理・検討し、中長期を見据えたシステム対応として次期システムの構築に着手するとともに、協会システムの安定運用を図る。

保険者機能強化アクションプラン (第5期) KPI一覧

保険者機能強化アクションプラン（第5期） 検証シート

(1) 基盤的保険者機能関係 令和3・令和4年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。

具体的施策	KPI	年度	目標	実績	達成状況
② サービス水準の向上	サービススタンダードの達成状況を100%とする	令和3年度	100%	99.9%	概ね達成
		令和4年度	100%	99.9%	概ね達成
		令和5年度	100%	—	—
	現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする	令和3年度	95%	95.5%	達成
		令和4年度	95.5%	95.7%	達成
		令和5年度	96.0%	—	—
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする	令和3年度	0.318%	0.332%	達成
		令和4年度	0.332%	0.337%	達成
		令和5年度	0.337%	—	—
	協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	令和3年度	5,377円	6,330円	達成
		令和4年度	6,330円	7,125円	達成
		令和5年度	7,125円	—	—
⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	令和3年度	1.12%	0.95%	達成
		令和4年度	0.95%	0.86%	達成
		令和5年度	0.86%	—	—
⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	令和3年度	92.41%	84.11%	未達成
		令和4年度	84.11%	86.27%	達成
		令和5年度	86.27%	—	—
	返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	令和3年度	53.40%	55.48%	達成
		令和4年度	55.48%	54.35%	未達成
		令和5年度	54.35%	—	—
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする	令和3年度	92.7%	91.3%	概ね達成
		令和4年度	93.4%	92.3%	概ね達成
		令和5年度	94.0%	—	—
⑩ オンライン資格確認の導入に向けた対応	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	令和3年度	97.5%	98.9%	達成
		令和4年度	98.9%	99.0%	達成
		令和5年度	99.0%	—	—

（2）戦略的保険者機能関係（令和3・令和4年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。）

具体的施策	KPI	年度	目標	実績	達成状況（※）
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	生活習慣病予防健診受診率を63.9%とする	令和3年度	58.5%	53.6%	未達成
		令和4年度	61.2%	56.4%	未達成
		令和5年度	63.9%	—	—
	事業者健診データ取得率を9.6%以上とする	令和3年度	8.5%	8.5%	達成
		令和4年度	9.1%	8.8%	概ね達成
		令和5年度	9.6%	—	—
	被扶養者の特定健診受診率を35.0%以上とする	令和3年度	31.3%	26.2%	未達成
		令和4年度	33.2%	27.7%	未達成
		令和5年度	35.0%	—	—
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	被保険者の特定保健指導実施率を36.4%以上とする	令和3年度	25.0%	18.2%	未達成
		令和4年度	30.1%	18.2%	未達成
		令和5年度	36.4%	—	—
	被扶養者の特定保健指導実施率を10.0%（※）以上とする	令和3年度	8.0%	12.8%	達成
		令和4年度	14.7%	15.5%	達成
		令和5年度	15.8%（※）	—	—
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする	令和3年度	11.8%	10.5%	未達成
		令和4年度	12.4%	9.9%	未達成
		令和5年度	13.1%	—	—
iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進	健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする	令和3年度	57,000事業所	68,992事業所	達成
		令和4年度	64,000事業所	81,526事業所	達成
		令和5年度	70,000事業所	—	—
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする	令和3年度	46%	47.6%	達成
		令和4年度	48%	50.8%	達成
		令和5年度	50%	—	—
③ ジェネリック医薬品の使用促進	全支部において、ジェネリック医薬品使用割合を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする	令和3年度	47支部	19支部	未達成
		令和4年度	47支部	44支部	未達成
		令和5年度	47支部	—	—
④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	令和3年度	47支部	27支部	未達成
		令和4年度	47支部	37支部	未達成
		令和5年度	47支部	—	—

※被扶養者の特定保健指導実施率については、令和元年度及び令和2年度の達成状況を鑑み、令和4年度事業計画では9.0%以上から14.7%以上に、令和5年度事業計画では10.0%以上から15.8%以上にそれぞれ変更。

（3）組織体制強化関係 令和3・令和4年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。

具体的施策	KPI	年度	目標	実績	達成状況
Ⅲ) ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	令和3年度	20%	12.6%	達成
		令和4年度	20%	14.3%	達成
		令和5年度	20%	—	—